

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
3	B	地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して手続の見直し	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。	公の施設に、財産の使用許可などを伴うコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任にあたり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重量適用)という、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えずにいる。	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化が期待でき、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できる。	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第244条の2第1項、第3項	内閣府、総務省	神奈川県		宮城県、ひたちなか市、愛知県 ○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○本県においても、コンセッションと指定管理の併用の必要性から、条例の複雑化、事務の煩雑化、コンセッション事業者の地位等の分かりづらさといった課題が生じている。
62	B	地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権(コンセッション)事業者に対する施設利用許可権限の付与	施設利用に許可を要する公の施設(公共施設等運営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者制度を重量適用しなくても、コンセッション事業者が施設の利用許可を行えるようにすること。 本県では、新設する国際展示場(施設利用に許可を要する公の施設、行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重量適用)という、2つの法律に基づく手続を要することから、以下の支障が生じている。 □ 条例の規定が複雑 □ 事務手続が煩雑 □ 運営事業者の地位及び権利関係(コンセッション事業者の行為がPFI法に基づく運営権によるものか、地方自治法に基づく指定管理権限によるものか)が分かりづらい	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化、コンセッション事業者の地位・権利関係の明確化が期待される。	・地方自治法 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(PFI法)	内閣府、総務省	愛知県		宮城県、ひたちなか市、神奈川県、刈谷市、京都府 ○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○利用料金の徴収を行う既設の公共施設の維持管理・運営において、コンセッション方式により選定を受けた民間事業者が第三者への使用許可権限を付与するためには、指定管理者の指定をしなければならない。この重量適用問題では、先に出されています条例の規定内容の複雑さ等の支障事例のほか、コンセッション方式に基づく契約期間と指定管理者制度における指定期間との違い(※)が、民間事業者のノウハウを生かした施設の効果的な活用につながると考える。 ※コンセッション方式に基づく契約期間…10年以上の長期 指定管理者制度における指定期間…制度的には長期も可能だが、9割以上の市町村が5年以下としている。(平成28年3月総務省自治行政局行政経営支援室取りまとめによる「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」より) ○現在、某スタジアムにおいて、コンセッション方式の導入を念頭に置いたPFI導入可能性調査を実施していますが、提案団体同様、施設利用に許可を要する公の施設にコンセッション(PFI)を導入する場合、指定管理者制度を重量適用しないとコンセッション事業者が施設の利用許可を行えない場合があることが判明した。	
64	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の高台移転に係る国庫補助要件の緩和	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないものの、現に居住者が存在する要配慮者利用施設が単独で存在する場合、居住者数など当該施設の実態を踏まえ、集団移転促進法の特例の対象とするよう、国庫補助の要件緩和を求める。	県内の市町村には、周囲に住宅がない場所に高齢者施設が立地しているケースがある。 当該施設は、100名以上が現に居住しており、政令で定める移転対象である住居数(十戸を下らない範囲内で国交省令で定める)と同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急事業などの国庫補助を活用できず、高台移転が滞っている。 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の高台移転については、周囲に住宅が無い場合においても当該施設の実態に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。	要配慮者利用施設の高台移転が促進されることで、浸水リスクが低減され、住民の生命・財産の保全に資する。	・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条 ・同施行令第7条、第9条 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項、第3条第2項 ・同施行令第1条	内閣府、国土交通省	愛知県	ひたちなか市、沖縄県 ○現在、要配慮者利用施設は津波浸水想定範囲内にはないが、災害の発生場所によっては補助要件の緩和が必要である。 ○当市には、該当施設はないが、事前に行われる対策として推進するためには有用な提案だと考える。	
295	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の対象要件の緩和	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。	「防災のための集団移転促進事業として国庫補助を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。 ※南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	要配慮者利用施設が単独で存在する場合にも措置対象とすることで、当該施設の高台移転がスムーズに行われ、浸水リスクが低減される。	・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	内閣府、国土交通省	豊橋市	ひたちなか市 -	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
137	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすること。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。 気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	酒田市、常総市、川崎市、多治見市、亀岡市、神戸市、奈良県、岡山県、北九州市、田川市、熊本県、沖縄県	○熊本地震においては、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、県に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難であった。 ○実際の救助にあたっては被害の規模や様相に柔軟に対応することが求められる。従って、本市においても、内閣総理大臣への協議・同意を要することなく、被災自治体の判断により特別基準を設定することで、迅速・的確な救助活動が実施できると考える。 ○大規模災害時が起こるたびに特別基準が適用されているため、事務が煩雑になり、確認に時間を要している。初めから基準を定めるか、指針を決めて県単位で行うべきと感じる。 ○災害や被害の程度は地域によって異なることから、被災者のニーズに迅速、的確に対応するためには、内閣総理大臣の協議、同意を要しない特別基準の設定は有効と考えられる。 そのため、財源措置のあり方も含めて、制度の見直しについて、検討する必要がある。 ○避難所の設置や食品・飲料水の提供について、国が一律に定めた一般基準では7日以内となっている中、東日本大震災時、本市では約1か月半を要しており、その都度延長申請が必要となるなど、被災者ニーズへの迅速な対応や円滑な応急対策を実施する上で、大きな支障となっており、被災自治体の判断が尊重される仕組みとすべきである。
254	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条に基づく情報の提供について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令市・中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	第28条に基づく情報の提供について、認可認定権限と一致させることにより役割・手続きが明確になり、ひいては事業者の負担軽減につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第28条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	福島県、横浜市、高槻市、鳥取県、北九州市	○認可・認定手続きと一致させることは、事業者の負担軽減につながるため効果的であると考える。 ○当該規定に基づき、認定こども園の認可・認定に係る申請書類等を一式提出することが県より求められているところであり、事務負担となっている。 ○政令市や中核市からの届出の事務を省略でき、なおかつ認可、認定権者が責任を持って公表することは重要であると考える。